

第 491 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 6 年 2 月 13 日(火) 14:00～14:40

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第491回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

また、本日、北本委員は御欠席の予定と伺っております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の 1 「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤総合監査室長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○伊藤総合監査室長　資料 3 を御覧ください。「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」です。

リード文を御覧ください。

本日は、本年度におけるみなし小売電気事業者の原価算定期間終了後の電気小売経過措

置料金の事後評価の進め方につきまして、御審議いただくものでございます。

1. 趣旨 について、13行目以降でございますが、電気小売経過措置料金につきましては、原価算定期間終了後に、毎年度事後評価を行い、利益が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省で確認することとなっております。

2024年2月5日付けにて、大臣から、みなし小売電気事業者全10社のうち2023年6月に料金改定を行ったため原価算定期間中の北海道電力、東北電力、東京電力E P、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力を除く3社における2022年度の電気小売経過措置料金の事後評価につきまして、本委員会宛てに意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局で行った評価を確認いただくこととしたいと考えてございます。

2. 本年度の進め方（案） についてです。

22行目以降でございますが、対象事業者としては、記載の中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力の3社でございます。

2)の「評価内容」としては、26行目以降でございますけれども、審査基準等は、第2の(6)の⑤に基づきまして、以下の基準に沿って確認を行います。

具体的には、<ステップ1>規制部門の電気事業利益率による基準、<ステップ2>規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準。

39行目でございますが、上記のステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討します。

最後に、**3. 今後のスケジュール** です。

2月中旬、料金制度専門会合で審議、2月下旬、本委員会において経済産業大臣への回答について審議を予定しております。

説明は以上です。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。――ほかにございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合におきまして、電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、確認することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、そのように進めることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「一般送配電事業者の2022年度収支状況の事後評価等について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料4について御説明いたします。毎年度行っている「一般送配電事業者の2022年度収支状況の事後評価について」です。

8行目以下ですけれども、今般、2月5日付けで経済産業大臣から、本件に係る、本委員会への意見の求めがありました。これを踏まえまして、対象の一般送配電事業者等につきまして、法令に基づく事後評価を実施したいと思います。一般送配電事業者等と申しましたけれども、沖縄電力を含めて一般送配電事業者10社に対して事後評価を行うものです。

事後評価の内容でありますけれども、29行目以降ですが、いわゆるストック管理及びフロー管理によって事後評価を行うとともに、東京電力P Gについては、廃炉等負担金を踏まえた事後評価も実施いたします。

35行目ですけれども、2020年12月に電気事業託送供給等収支計算規則が改正されましたので、不適切な発注契約による支出増についての確認も行います。

さらに38行目ですけれども、レベニューキャップ制度の導入に伴いまして、処分審査基準等の一部を改正する訓令が施行されております。事後評価に係る規定は、一部を除き削除されたものの、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等附則の規定により、施行日以前に開始した事業年度については、引き続き従来の事後評価の対象となっているということで、今年度からレベニューキャップ制度は開始されておりますし、今年度の4月1日から新しい料金は実施されているわけですけれども、その法令に基づきまして事後評価を今年度も行います。

45行目以降ですが、**2. 今後の見通し**ですけれども、まず、本件につきましては、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価及び追加的な収支分析等を実施した上で、本委員会としての意見をまとめ、経済産業大臣に回答することとしたいと考えております。

49行目ですが、なお書きですけれども、2023年度（今年度）以降の事業年度の収支状況については、今年度から導入されておりますレベニューキャップ制度に基づく確認・評価を行っていくこととなりますので、今回行います事後評価については、この制度で行う事後評価としては最後の年度となります。

事務局からの説明は以上となります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合において、一般送配電事業者の2022年度収支状況の事後評価等について確認することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、そのように進めることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「託送供給等約款の変更に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」に関しまして、下津取引監視課長から、御説明をよろしく願いいたします。

○下津取引監視課長 それでは、託送供給等約款の変更に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針につきまして、資料5に基づきまして御説明をいたします。

冒頭、四角の中の(趣旨)でございますけれども、本年2月に、みなし小売電気事業者から経済産業大臣に対しまして、特定小売供給約款の変更届出がございまして、本年2月8日付けで、経済産業大臣から、電力・ガス取引監視等委員会に対して意見の求めがあったところでございます。

当該意見の求めに対する当委員会の対応方針、本日においては、本件の進め方ということでございますけれども、それにつきまして御審議をいただきたいというのが、本日の趣旨でございます。

1. 経緯でございます。

昨年4月に導入されましたレベニューキャップ制度における一般送配電事業者の収入の見通しの変更でありますとか、本年4月からの発電側課金の導入を踏まえ、本年1月17日、一般送配電事業者10社の定める託送供給等約款の変更認可申請が認可されたところでございます。

これを受けまして、本年2月5日、6日ですけれども、みなし小売電気事業者から、経

済産業大臣に対しまして、特定小売供給約款の変更届出がなされまして、同月 8 日付けで経済産業大臣から、当委員会に、これら変更届出に係る意見の求めがあったということでございます。

資料 1 ページの一番下でございますけれども、本件は、電気事業法に基づく意見聴取ではないのですが、特定小売供給約款料金の設定方法に係るものであることなどに鑑みまして、経済産業大臣から当委員会に対しまして意見の求めがあったというものでございます。

資料は、2 枚目の **2. 当委員会の対応** でございます。

当委員会といたしましては、本届出に係る特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に則って算定されていることを前提に、託送供給等約款の変更に伴う特定小売供給約款料金の料金原価の変動等が、特定小売供給約款料金の適切に反映され、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないことなどを確認することになります。

2. の (2) ですけれども、まずは、料金制度専門会合で、本届出について確認をさせていただき、その上で、同専門会合における確認結果とともに、再度本委員会に上程させていただいた後、経済産業大臣に対して意見回答を行うと、そういうことにしたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますようお願いをいたします。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の 4 「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る対応について」に関しまして、下津取引監視課長から御説明を、よろしくお願いたします。

○下津取引監視課長 それでは、「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る対応に

ついて」、資料は6に基づきまして、御説明をいたします。

冒頭、四角囲みの中（趣旨）でございますけれども、2点ございます。

まず、令和5年12月22日ですが、みなし熱供給事業者の芦屋浜エネルギーサービス株式会社から、経済産業大臣に対しまして、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われました。その申請に関して、経済産業大臣から、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取がなされましたので、その対応方について御審議いただきたいというのが1点目でございます。

そして、この申請に関しましては、需要家から委員会に対しまして、熱供給事業法に基づく苦情の申出が行われております。ですので、その苦情の申出に対する対応方についても御審議をいただきたいというのが2点目でございます。

まず1点目の、経済産業大臣からの意見聴取に対する対応方について、でございます。スライドは5/85に行っております。

経済産業大臣には、今、映しております資料6-1にありますとおり、「本件に係る当委員会としての査定方針は別添のとおりです。」として回答することを考えておりますので、本日は、この別添を用いて御説明をさせていただきます。

資料は6/15でございます。こちらが別添となります。

まず、今回の申請者であります芦屋浜エネルギーサービス株式会社ですけれども、昭和52年5月に設立された会社でございます。資本金は5000万円、従業員数は、昨年3月末時点で8名となっております。

変更認可申請の対象となっている地区でございますが、芦屋浜高層住宅地区というところでございまして、兵庫県芦屋市にある地区でございます。需要家数、これも昨年3月末時点ですけれども、住宅用2,520件、業務用2件となっております。

スライドは14/85まで行かせていただきますが、こちらは、申請概要をまとめたものでございます。本申請は、燃料費の高騰、需要の減少などを背景に行われたものでございまして、申請の柱は料金の値上げということになってございます。

現行原価、これは、1988年から1990年という35年、36年ほど前の数字ですけれども、申請原価は、その現行原価から約8%減少しているのですが、需要自体が約52%減少しているということで、料金単価としては値上げということになってございます。

料金がどれぐらい上がるのかということでございますけれども、標準的な家庭を念頭に置きますと、給湯と暖房の両方を利用されている御家庭ですと、49.3%の値上げ、給湯

のみですと、38%の値上げとなることが予想されております。

スライドは21/85まで行かせていただきます。こちらと、次のスライドで、今回の査定方針の概要をまとめております。基本的には、こちらの表で御説明をさせていただきつつ、ポイントとなるところにつきましては、別スライドで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一番上のところ、「原価算定期間」でございますけれども、今回の申請では、原価算定期間を5年間としております。ボイラーの更新を予定しているとのことでございまして、これに伴うボイラーの減価償却費を料金に適切に反映するために、5年間と設定したということでございました。

料金に関する費用の平準化の観点ですとか、今後予定されている具体的な設備投資計画を踏まえたものであらうと思われまして、この原価算定期間の5年間は合理的な範囲だろうと考えております。

その下、「需要想定」については、住宅用、業務用とも直近実績値に基づいて設定されておりまして、合理的でない根拠に基づいた点は確認されませんでした。

その下、「経営効率化」でございますけれども、経営効率化についても、常勤取締役の削減でございますとか、人員体制の見直しなどの取組を行っていることを確認しております。

また、「人件費」は、役員給与、給料手当等々でございますけれども、それぞれ比較対照と比較しまして、適正な水準であることを確認しております。

「燃料費・電力料」ですけれども、どちらも関西地域の料金水準以下、または同程度の適正な水準であることを確認しております。

「修繕費」につきましても、修繕工事のタイミング及び金額などを確認しまして、見積額が不合理ではないことを確認しております。

次に、「設備投資（減価償却費）」でございます。こちらは、少し別スライドで御説明をさせていただきたいと思っております。資料は49/85に行かせていただきたいと思っております。

「設備投資」と「減価償却費」でございます。

設備投資につきましては、原価算定期間中に製造設備、具体的には高温水ボイラー、これは3基の更新が計画されております。

減価償却費ですけれども、熱供給事業固定資産の取得価格に対しまして、機械装置については定率法、それ以外の設備については定額法により算定をされております。

この表の製造設備の申請原価が、直近実績と比較して急増しておりますのは、先ほどの

高温水ボイラーの更新が予定されているためでございます、そのボイラーの減価償却費が織り込まれていることに伴うものでございます。

スライドは52/85まで行きます。設備投資についての審査の結果でございます。

繰り返しますが、製造設備については高温水ボイラー3基の更新が予定されております。「審査の結果」の2つ目の●ところでございますが、現在は、需要期の安定供給を支える同出力の2基（BW1とBW2）と記載しておりますけれども、それら2基と、非需要期に稼働する小型の1基の3基のボイラーがあるわけでございますが、3基とも、45年前の1979年に取得されたものでございまして、法人税法上の耐用年数やメーカーの推奨取替期間を大幅に超えて稼働している状況でございます。需要期には、現在、BW1が稼働しておりますけれども、BW2につきましては、過去に故障に見舞われているということもございまして、修理を行うことで非常用の予備機として運転可能な状態にはあります。ありますけれども、BW1に何か重大な故障が発生した場合には、熱の安定供給に支障が出かねない状況であるということでございます。

53/85でございます。この点、我々事務局の職員も現地に行きまして、この高温水ボイラーの状況を現地で確認をいたしました。そうしましたところ、更新工事の必要性について、疑義を抱く事項はございませんでした。

また、その更新に関する費用につきましても、既設設備の製造元から入手した見積書に基づいていることも確認をした次第でございます。

設備装置の必要性、妥当性を踏まえまして、減価償却費につきましては、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれていること、それから、減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者が、これまで同種の設備に採用してきたものと同様でございまして、定率法、定額法により適正に算定されていることを確認した次第でございます。

スライドは、22/85に一旦戻らせていただきますけれども、「その他経費」については、現に必要なもののみが織り込まれていること等を確認しております。

「事業報酬」につきましても、ガス事業における事業報酬率を用いていること等を確認しているところでございます。

「法人税等」についても、自己資本報酬分をもとに適正に算定していることを確認しております。

最後、一番下のところ、「レートメイク」ですけれども、こちらは、別スライドで説明をさせていただきたいと思っております。スライドは71/85まで行かせていただきたいと思います。

「レートメーク」でございますが、まず住宅用でございますけれども、基本料金はおおむね据え置きとなっている一方で、従量料金単価は、約2倍となっております。

この点につきましては、本件の場合、現行原価における固定費と変動費の割合に比べまして、申請原価においては、固定費は減少しております、変動費が約2倍となっております。この点を踏まえても、特に不合理なものではないだろうと考えております。

スライドは72/85でございます。業務用につきましては、基本料金は約26%の増加、従量料金単価は約39%そして約56%の増加になってございます。

「審査の結果」、75/85でございますけれども、「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額」が一致するように設定されていることを確認しております。

また、使用量等に応じて料金計算が可能であって、全ての需要家に対して平等であることも確認をしております。

なお、でございますけれども、一番下のところで、住宅用の基本料金がおおむね据え置きとなっている一方で、業務用の基本料金は約26%の増加となっておりますけれども、これは、供給戸数の減少割合が、住宅用と比較して業務用が大きいことが主な理由でございます、不合理なことではないだろうと考えてございます。

スライドは次のスライドです。76/85でございます。また、料金設定以外の変更も、今回、申請があるわけですけれども、こちらは、2009年に熱供給から離脱し、現在は供給が行われていない需要群の料金表を削除する、そういうものでございまして、現在の需要家には影響がないものであることを確認しております。

以上が、今回の査定結果でございます。

続きまして、「苦情申立てに対する対応」について御説明をいたします。

冒頭申し上げましたけれども、今回の芦屋浜エネルギーサービス株式会社からの指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に関しましては、需要家から当委員会に熱供給事業法に基づきます苦情の申出がなされております。

実際に出された苦情の申立てにつきましては、一番最後につけております。

苦情の申出がなされた場合でございますけれども、「これを誠実に処理して、処理の結果を申出者に通知しなければならない」とされております。

本件につきましては、今、映しておりますけれども、資料6-2で、委員長名で申出者に対して、このような形で処理結果を通知してはどうかと考えているところでございます。

ここに記載のとおりですけれども、電力・ガス取引監視等委員会は、令和6年1月29日

付けで貴殿からあった申出につきまして、熱供給事業法の規定に基づき、下記のとおり処理の結果を通知します、として、「記」の下ですけれども、2点ございまして、1点目が、申出に対する見解を、これはすぐに御説明いたしますけれども、別紙のとおり取りまとめたこと、そして2点目ですけれども、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に対しまして、当委員会から、改めて丁寧に需要家への説明を行うよう要請することとしたこと、これらを申出者に対して通知させていただけないかと考えている次第でございます。

それでは、別紙に移ります。

今、映しておりますのが別紙そのものでございますけれども、別紙では、左側に申出者の意見を、右側に、その意見に対する当委員会としての見解をまとめてございます。

申出者の意見は、3点ございます。

まず1点目は、一番左に①と書いているところでございますが、要約しますに、芦屋浜エネルギーサービスの値上げに対して、要は、同社を利用しないという選択肢を需要家が検討する時間も必要である、しかしながら、これまでの経緯を見てみると、住民説明会より前に、本件の進め方について電力・ガス取引監視等委員会で議論が行われるなど順番が逆である、説明会での説明責任、それから、住民の理解を得ていない状況で物事を進めていく企業姿勢に不安を感じるということございまして、需要家が判断し行動できる準備期間に相当する期間を設定するよう、芦屋浜エネルギーサービス株式会社を指導されたいと、こういうものでございます。

この点に対する当委員会の見解でございますが、その右側でございます。

まず、行政庁は、行政手続法の規定に基づきまして、許認可等の標準処理期間を定めておりまして、今回のような指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請につきましては、標準処理期間が1月と定められております。そのため、事業者から行われた変更認可申請につきましては、標準処理期間を踏まえつつ、経済産業省は認可の可否を判断する必要があると認識をしています。

その上で、指定旧供給区域熱供給規程につきましては、変更認可の要件が法律上で定められておりまして、その要件を満たす場合、経済産業大臣は認可をしなければならないと規定されております。

このようなことを踏まえますと、事業者からの変更認可申請が、認可要件を満たす場合は、事業者に対して申請内容の変更を求めることは困難ということになります。

また、本件につきましては、先ほど御説明したとおりの査定結果に基づきますと、今般

の芦屋浜エネルギーサービス株式会社の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請につきましては、当委員会において厳格かつ丁寧に審査を行った結果、認可要件を満たすと考えております。したがって、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に申請内容の変更を求めることは、これは困難だろうと考えてございます。

ただし、としまして、79枚目から80枚目にかけてでございますが、ただし、当委員会としましては、今般の変更認可申請については、需要家への影響を踏まえ、事業者が丁寧に需要家への説明を行うことは、これは重要であると考えておりますので、これまでも当委員会から、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に対しまして、丁寧に需要家への説明を行うよう要請しておりますけれども、今般いただいた御意見も踏まえまして、再度、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に対して、丁寧に需要家への説明を行うよう要請することとしたいと考えております。

このような形で1点目の意見に対して、申出者に通知をさせていただけないかと考えている次第でございます。

続きまして、申出者の意見の2点目でございます。

本年1月20日に、住民向け説明会が開催されたわけですが、そこでの説明会資料、それから説明内容が不誠実というものでございます。具体的には、今回の申請の背景事情につきまして、説明会では燃料費の高騰が説明されていましたが、申請書に記載されていた新料金の算出に大きく影響を与えている設備投資なり減価償却費なりの説明はなかったというものでございます。

最終的な意見としましては、現在、審査中の指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書を差し戻し、そして正確な新料金算定の背景をもとに、再度説明会を開催して指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書を再申請するよう指導してほしいと、こういうものでございます。

この2点目についての当委員会の見解は、右側でございますけれども、繰り返しですが、認可要件を満たしている場合は「認可しなければならない」となっておりますので、認可要件を満たしているものにつきましては、変更認可をしないということは困難でございます。

その上で、当委員会においては、今回の認可申請に関しては、住民の説明会では説明がなかったと意見の中で触れられております減価償却費につきましても、設備に関する現地確認なども行った上で、真に不可欠な設備のみ織り込まれていること等を確認しております。

して、その確認結果については、当委員会において、公開で審議するとともに、審査方針にも記載し、当委員会のウェブサイトでも公表をしております。透明性を確保しながら、審査を行っているところでございます。

ただ、事業者が丁寧に需要家への説明を行うことの重要性に鑑みまして、今般、改めて丁寧に需要家への説明を行うよう要請したいと、特に申出者が触れていた設備投資に関する説明を充実したものとするためには、需要家に対して設備見学の機会を設けることも有効な手段の一つと考えられますので、そのような機会を設けることも求めたいと、そういうふうを考えています。このような形で、2点目の意見に対して、申出者に通知をしたいと考えているところでございます。

最後でございます。申出者の意見の3点目でございます。

説明会は、合計4回開催されたわけでございますけれども、それぞれどのような質疑応答がなされたのかをウェブサイトへ掲載等すべきと、申出者は申請者に依頼をしたわけですが、断られたと。こういう経緯を踏まえて、当委員会に対しましては、説明会以降も質問など問い合わせが芦屋浜エネルギーサービス株式会社に対して寄せられていると考えられますので、内容を全ての関係者が可読可能な状態に開示してもらえるように指導してほしいと、こういうものでございます。

この点についての、当委員会の見解でございますが、ほかの需要家の意見や、その意見に関する質疑応答の内容を公表することについては、ほかの需要家の意向でございますとか、芦屋浜エネルギーサービスにおける顧客情報などに関する情報管理のルールなどを踏まえまして、芦屋浜エネルギーサービスにおいて適切に対応されることが重要であろうと考えておりますので、芦屋浜エネルギーサービスに相談してほしいと、そういうふうにしております。

このような見解を記載した別紙をつけた上で、申出者には通知をさせていただけないかと考えているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

武田委員、お願ひいたします

○武田委員　　どうもありがとうございます。事務局の御提案に賛成いたします。

苦情についてですけれども、今回の料金改定は、従量料金が2倍になるなど、需要家への影響は極めて大きいと思います。また、最近の料金改定審査を行った熱供給事業者は、申請前に事前説明会を開催してきたと認識しておりまして、これらに照らしますと、今回の申請者の対応、すなわち需要者に対して説明会を事後に開催するなどしなかった申請者の対応は、必ずしも十分ではなかったと思ひまして、今回の苦情の御趣旨は、私には十分に理解できるところであります。

したがいまして、認可に係る要件ではなく、差し戻し等の対応はできないと思ひますけれども、事務局の御提案にありましたように、申請者には、改めて需要家に丁寧に説明を行っていただきたいと思ひます。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員　　私も、事務局の整理に賛同したいと思ひます。

中身を拝見すると、今回の原価については、合理化すべきところはしてあり、適正な原価が積まれているので、特段の疑義を挟むところはないと思っております。

ただ、どこに値上げのポイントがあったかというところ、燃料費もありますけれども、苦情の御指摘にあったように、ボイラーの設備投資が必要というところ、それから、需要も大きく減少している、と幾つかのポイントがあったかと思ひます。それを、全て適切に需要家には説明すべきだと思ひますので、説明されていないのは遺憾に思っております。

ですから、芦屋浜エネルギーサービスは、需要家に向けて、もう一度丁寧な、ポイントを外さない説明をしていただきたいと思ひます。場合によっては、設備見学会などをやっていただくというのではないかと思ひます。事務局で見に行っていたという説明がありましたが、45年の使用経過があるボイラーを見ると、さすがにこのまま何もやらないと、どこかで大きなトラブルになると見れば分かるレベルだと思ひます。

ですから、施設見学なども含めて理解を深めて、お互いが納得していくような関係を作っていたいただければと思ひます。

中身については、事務局の整理のとおりでいいと思ひます。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

下津課長からお願いいたします。

○下津取引監視課長 事務局の下津でございます。資料につきまして、1点だけ補足説明をさせていただきます。

今、映しております81枚目でございますけれども、右側のところ、1パラ目の下から2行目でございます。

「芦屋浜エネルギーサービス株式会社に御相談 ただけますよう、お願い」と空白になっておりますけれども、「い」が抜けておりました。「い」を補わせていただければと思います。申し訳ございませんでした。

○横山委員長 それでは、この資料につきましては、空白のところに「い」を入れるということでお願いしたいと思います。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

委員の皆さんから御意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局の対応については、特に反対はなかったということで、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の公開委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

「一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について」につき、1月30日付けで、許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、「小売電気事業の登録について」につき、同じく1月30日付けで、登録することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——